

# 告 示

埼玉県告示第千百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年八月十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー新座栗原店

埼玉県新座市栗原一丁目千二百二十二番地

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

（一）近隣住民から騒音等について苦情があった場合は、誠実に対応するよう努めてください。

（二）店舗への右折進入車輛及び右折退出車輛による歩行者、自転車との接触等安全対策に関して、十分な配慮をお願いします。

（三）新座市景観計画に配慮してください。

（四）交通渋滞等により、児童、生徒が事故に遭う危険性が増えないよう配慮をお願いします。

## 二 縦覧期間

平成二十四年八月十四日から平成二十四年九月十四日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター